

前 金	部 分 払
有	0 回

令和 元 年 度
下建公補 第 1-11 号

田端上野処理分区公共下水道測量業務委託設計書

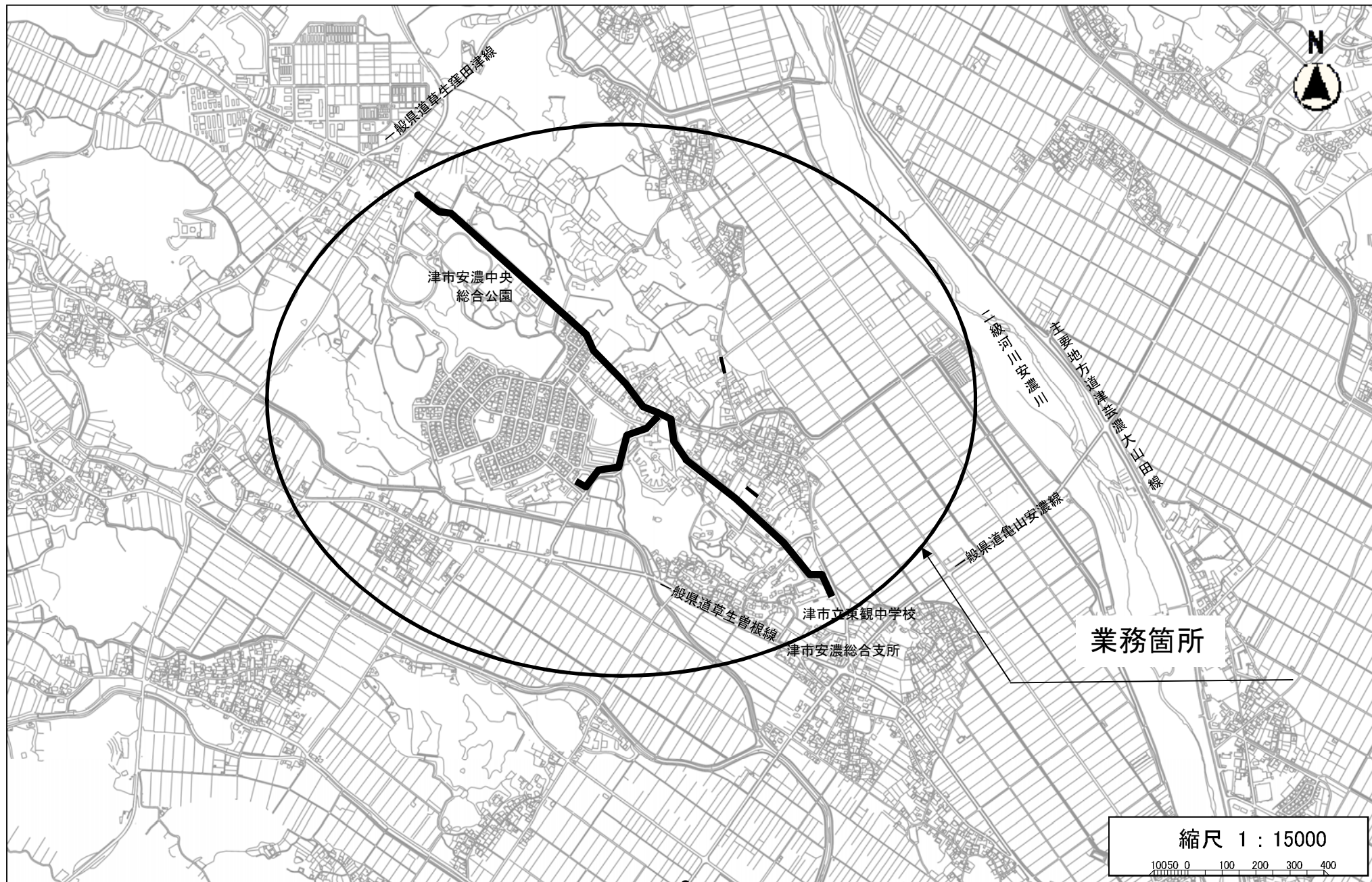
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市下水道局
下水道建設課

令和元年度		下建公補 第 1-11 号		業務委託設計書	
委託場所		津市安濃町田端上野及び安濃町東観音寺地内		課長	
				検算者	
委託名		田端上野処理分区公共下水道測量業務委託		参与	
				調整担当主幹	
設計額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設計者	
履行期間		令和元年8月29日限り			
長	-	巾	-		
業務の大要					
基準点測量 45点 現地測量 0.045km2					

位置図

令和元年度 下建公補第1-11号
田端上野処理分区公共下水道測量業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
01:測量・調査計画								
基準点測量				式				
					1.000			
基準点測量				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
地形測量				式				
					1.000			
現地測量				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
安全費(率計上額)				式				
					1.000			
直接測量費計				式				
					1.000			
諸経費				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量・調査計画業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[測量・調査計画]

第 0001 号 明細表 基準点測量						1 式
						(上段 : 前回 下段 : 今回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
4 級基準点測量 伐採なし		点				第0001号施工単価表
			45.000			
合 計						

第 0002 号 明細表 現地測量						1 式
						(上段 : 前回 下段 : 今回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現地測量 作業計画 (S=1/500)		業務				第0002号施工単価表
			1.000			
現地測量 (S=1/500) 作業量(面積) 0.045 km2		業務				第0003号施工単価表
			1.000			
打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物 納入時打合せ計上		業務				第0004号施工単価表
			1.000			
合 計						

4級基準点測量
伐採なし

第 0001 号 施工単価表
35.000 点 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				

4級基準点測量 伐採なし				第 0001 号 施工単価表 35.000 点 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械経費	%				
通信運搬費等	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1.000			
単位当り	点	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
伐採有無			伐採なし		

現地測量 作業計画 (S=1/500)				第 0002 号 施工単価表	
				1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
合計	式	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
縮尺			現地測量 作業計画 (S=1/500)		

現地測量 (S=1/500)				第 0003 号 施工単価表	
作業量(面積) 0.045 km2				1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				

津市

現地測量 (S=1/500) 作業量(面積) 0.045 km2 第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
通信運搬費等	%				

現地測量 (S=1/500) 作業量(面積) 0.045 km2				第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		
条件 名 称 縮尺 作業量 (km2)			条件 値 現地測量 (S=1/500) 作業量(面積) 0.045 km2		

打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上				第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				

打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上				第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 A	人				
技師 B	人				
合計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		
条 件 名 称 業務着手時打合せの有無 中間打合せの回数 成果物納入時の打合せ有無			条 件 値 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上		

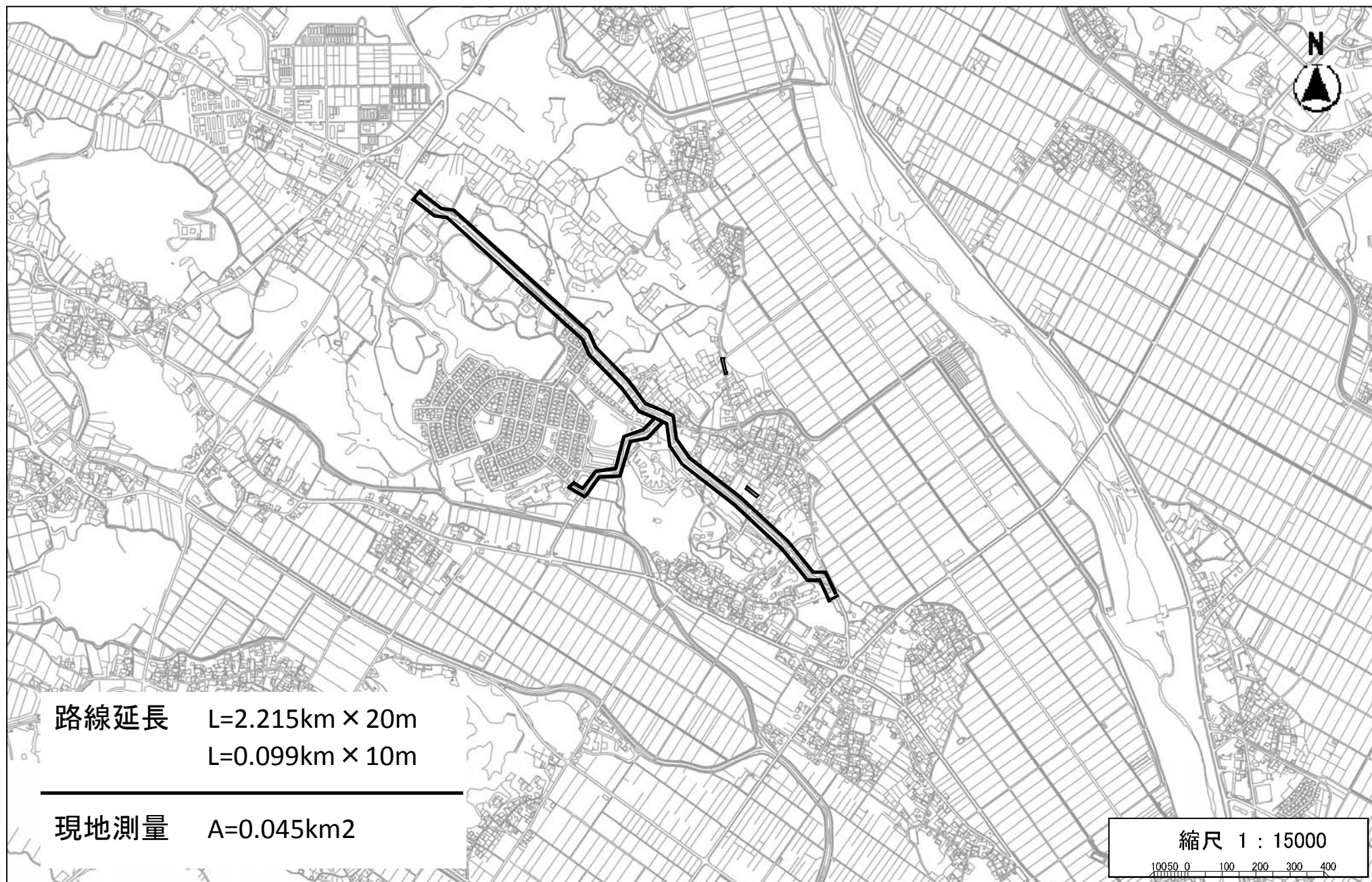
令和元年度 下建公補第1－11号
田端上野処理分区公共下水道測量業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 測量・調査計画

委 託 数 量 総 括 表							
レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
測量・調査計画							
	基準点測量				式	1	
		基準点測量			式	1	
			4級基準点測量		点	45	
	地形測量				式	1	
		現地測量			式	1	
			現地測量 作業計画	S = 1 / 500	業務	1	
			現地測量	S = 1 / 500	業務	1	
			打合せ等	着手時打合せ計上する 中間打合せ計上 1 回 納入時打合せ計上する	業務	1	
	安全費 (率計上額)				式	1	

田端上野処理分区 測量業務



特記仕様書 (測量業務条件一覧表)

NO. 1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ア 適用基準等	設計業務等委託契約書	
	☒	測量業務共通仕様書 (三重県) 【27年11月制定】
	☒	部分改正を行った内容も含む (最新改正平成30年11月) 三重県公共測量作業規程 (作業規定の準則 (平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号及び平成28年国土交通省告示第565号により一部改正) 準用)
	☐	用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。
	☐	三重県土地改良事業測量作業規程 (農林水産省農村振興局測量作業規程準用)
	☐	その他 ()
イ 業務計画等	☒	契約締結後14日以内に測量作業計画書 (作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。) を監督員に提出する。
	☒	業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。
	☒	業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 本測量作業に使用する主要機器 (トータルステーション、トラセシット、レベル、光波測距儀等) については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。
	☒	本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、 (☒ 既設の基準点 (1～4等三角点又は1～3級基準点) ☐ 任意の基準点
	☐	他業務において設置されている基準点) とする。
	☐	その他 ()
ウ 成果の提出	☒	作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したもののについては除外する。
	☐	電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】によるものとする。
	☒	本業務における成果物の提出部数は、 (☐ 3部 ☒ (2) 部) とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。 () 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は原寸サイズ) を1部提出する。
エ 工程関係	☒	その他 (提出物は最大A2サイズとする。 上記提出部数とは別に電子データをCD-R等で1部提出すること。 本業務による測量データは別途業務委託で使用するため、協議のうえ相互間で必要データのやりとりを行うこと。)
	☐	別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名 田端上野処理分区公共下水道施設設計等 (詳細) 業務委託)
	☐	関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり)
オ 資料の貸与	☐	その他 ()
	☐	発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
	☐	業務条件は下記のとおりとする。
カ 業務条件	☐	
	☐	
	☐	
キ その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	☐	配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。
	☐	検査課による測量業務着手時打合せ及び完了確認後の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注) 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。

3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。